

# 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会

## 制度・教育改革ワーキンググループ 審議まとめ(案)

### I. はじめに

### II. WG で議論すべき論点

### III. 個別事項

1. 学位プログラムを中心とした大学制度
2. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上
3. リカレント教育
4. 留学生交流の推進
5. 学位等の国際的通用性
6. 高等教育機関の国際展開
7. 情報通信技術(ICT)を活用した教育
8. 大学間の連携による教育プログラム等の多様化
9. 全学的な教学マネジメントの確立
10. 学修成果の可視化と情報公表
11. 教育の質保証システム

### I. はじめに

- 平成 29 年 3 月 6 日、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問<sup>1</sup>がなされた。
- 諮問に基づいて検討を進めるため、平成 29 年 3 月 29 日、まず、中央教育審議会大学分科会の下に「将来構想部会（以下「部会」という。）が設置された。次に、諮問事項のうち、特に制度面に関して、専門性を有する委員を中心に議論を行う場として、平成 29 年 5 月 29 日、部会の下に「制度・教育改革ワーキンググループ（以下「WG」）という。」が設置された。

<sup>1</sup> 諒問事項は、「①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策」、「②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方」、「③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方」、「④高等教育の改革を支える支援方策」である。

- WG では平成 29 年 7 月から審議を開始し、12 月に一旦「論点整理」を取りまとめた。その後も精力的に審議を進め、今般、「審議まとめ」を取りまとめ、部会に報告する。

## II. WG で議論すべき論点

- WG では、部会での将来構想の議論に沿って、特に制度面を中心に議論を行うこととしており、四つの諮問事項のうち、「①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策」及び「②変化への対応や価値の創造を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方」に係る事項を論点とした。
- 審議を開始する前に整理した審議事項は、具体的には、以下のとおりである。

### 諮問事項①関連

- ・大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能強化に向けて、早急に取り組むべき具体的な施策や制度改正等の方策
- ・三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善と、組織的な教育体制の確立
- ・個々の学生の学修成果の把握・評価の方法の開発と普及、情報公表など、学修成果の可視化の在り方

### 諮問事項②関連

- ・「学位プログラム」の位置付けや学生と教員の比率の改善、ICT の効果的な利活用など設置基準の在り方
- ・事前規制である設置基準と事後評価である認証評価の関係、認証評価の在り方、情報公開の推進
- ・学位等の国際的通用性の確保
- ・高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受け入れや日本人学生の海外留学の推進
- ・地域の産業界との連携、社会にてた者が何度も学び直せる環境の整備
- ・高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、外部人材を活用した教育の質の向上
- ・効率的な運営のための高等教育機関間の連携

(平成 29 年 7 月 28 日 第 1 回 WG 資料 3-5 より)

- 部会での議論は「高等教育の将来構想」全体となっており、「2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿」から、「教育研究体制の充実」、「教育の質の保証と情報公表」、「18 歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置」、「各高等教育機関の役割」、

「高等教育を支える投資」など多岐に渡っている。

WGでは、部会からの要請を受けて、上記の具体的な審議事項について個別に議論を進めた。WGでの審議内容は、部会における議論のうち、特に「教育研究体制の充実」及び「教育の質の保証と情報公表」に反映されている。

以下、答申の項目に沿って個別事項を再整理した。

## II. 教育研究体制の充実－多様性と柔軟性の確保－

1. 学位プログラムを中心とした大学制度
2. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上
3. リカレント教育
4. 留学生交流の推進
5. 学位等の国際的通用性
6. 高等教育機関の国際展開
7. 情報通信技術（ICT）を活用した教育
8. 大学間の連携による教育プログラム等の多様化

## III. 教育の質の保証と情報公表

9. 全学的な教学マネジメントの確立
10. 学修成果の可視化と情報公表
11. 教育の質保証システム

## III. 個別事項

### 1. 学位プログラムを中心とした大学制度

#### （1）現行制度・現状

- 「学位プログラム」とは、「学生が学士・修士・博士・短期大学士・専門職学位といった学位を取得するに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを習得するように体系的に設計された教育プログラム」である。
- 現行制度においては、大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされており、これが設置基準等の法令等に適合しているかどうかについて、設置認可審査、設置計画履行状況等調査、認証評価（第三者評価）等において継続的なチェックを受けることにより、大学の質保証が行われている。
- 本来、学部等の組織においては、教育研究を一体的に遂行されることが期待されており、学生・教員が所属する組織と、そこで提供される学位プログラムが、一

対一の関係にあることが原則となっている。組織と一体となった従来の大学の学部等で実施される教育課程も、当然に学位プログラムとして機能するものである。

## (2) 課題

- 「第4次産業革命」が進展し、産業構造の変化が激しくなる中、必要とされる分野の中長期的な予測に基づいて学部等を設置することが困難な時代になっていることから、将来生まれるニーズに応じて新たな学部等を迅速かつ柔軟に設置できるようにすることが必要となっている。
- しかしながら、現行の学部等という組織を前提とした大学の在り方には、研究上の要請と教育上の要請とが必ずしも一致しない場合がある点や、学部等の独立性を強調するあまり、組織間の協力や資源の結集が困難となり、例えば境界領域の分野等の教育に機動的に対応できない場合がある点が課題として指摘されている。
- また、現行の設置基準は、既存の学部等の学内組織同士が資源を持ち寄って新たな教育課程を編成・実施することが想定されていない。仮に大学が既存の複数の学部等の資源を結集して教育課程を実施することとした場合も、新たな学部等の設置と同様に、新たに専任教員や校地・校舎等の施設及び設備等の基準を満たすことが必要となり、大学全体としては新たな資源を用意することが求められる。このことが、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。

## (3) 制度改正等の方向性

- 大学においては、今後急速に進むであろう大学教育に対する社会的ニーズの変化や、学術研究を取り巻く環境の変化に対応できるように体制整備を図ることが必要である。
- このためには、これまでの制度的課題を踏まえ、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう、制度を整える必要がある。
- 具体的には、複数の学部や研究科等を設置する大学が学部・研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度改正を行う。
- このような学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの具体的な制度設計

については、以下のとおり。

#### 【教員組織】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するにあたっては、大学は当該学位プログラムの教育を十全に進めるために新たな学位プログラムを担当する教員を確保することが必要である。
- ・ その際、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの授業を一定単位数以上担当し、その教育に一定の責任を負うなどの要件を満たす場合に、学部等の専任教員を当該学位プログラムにおいても参入すること（ダブルカウント）がされることとする。
- ・ ただし、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの運営には、連携・協力する学部等との調整や、学位プログラムとしての管理業務等が生じるため、学部等の専任教員とは別に、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに専属しプログラム全体を運営する専任教員も置くこととする。
- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するにあたっては、学部と当該学位プログラム双方に所属する教員の業務が複雑化することが想定される。大学教育の質保証の観点から、エフォート管理等を通じて、対外的にも明確となる方法で個々の教員の勤務状況を適切に管理し、教育に関する業務負担の偏りが生じないよう十分配慮する必要がある。

#### 【学生組織】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに所属する学生の数については、当該学位プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の収容定員数を合計した数の範囲内の数で学則において定めるものとする。当該学位プログラムが1年次から開講される場合には、入学者選抜を実施する単位とすることが望ましい旨を明示する。

学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに参加する学生が十分に所属意識を醸成できるように大学としても取り組むことが重要である。

#### 【校地・校舎等の施設及び設備】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムが、学部等の緊密な連携・協力の下で、教育課程を実施する上で必要な施設設備その他の諸条件を整えることが可能な場合には、当該学位プログラムに連携・協力する複数の学部等がそれぞれ設置基準の要件を満たすことで新たな学位プログラムを設置することができるものとする。

#### 【設置審査】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに係る設置審査については、通常の学部設置と同様、当該学位プログラムの設置が学位の種類変更や大学全

体の収容定員の増加を伴う場合に限り、認可の対象とする。

#### 【内部質保証と教学管理体制】

- ・ 現行制度において、大学、学部、学科又は課程ごとに卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という。）を定めることとされているが、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置する際には、各大学は、当該プログラムの「三つの方針」を一貫した理念の下に策定し、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ、実施することにより、社会のニーズに応じた質の高い学びを学生に提供していく必要がある。
- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの設置にあたっては、当該プログラムの質保証の観点から、学生への入学及び卒業の判定や学位に関する審査、学生への履修指導・教育指導、成績評価、担当教員のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等を実施する教学管理体制を整備することが極めて重要である。この際、当該学位プログラムと緊密に連携協力する学部が協力して教授会や管理運営組織を設け、教学管理体制を確立する必要がある。
- ・ 上記の学位プログラムごとの教学管理体制に加え、将来的には学長の下に全学的な組織を設け、新たな学位プログラムの編成や質保証の取組を一元的に進めていくことも考えられる。

#### 【対象となる学位課程の範囲】

- ・ 対象となる学位課程の範囲については、学士、短期大学士、修士、博士の学位課程とする。  
一方、学士（専門職）、短期大学士（専門職）及び修士（専門職）については、制度趣旨や教育内容等との整合性の観点から慎重に検討する。  
また、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師など、教育課程の大部分について、国家資格のための課程認定の対象となるものについては、対象から除外することも含め、個別に検討する。

## 2. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上

### （1）現行制度・現状

#### 教育課程の改善

- 大学設置基準上、大学は学生に対して、授業の方法・内容、一年間の授業計画を予め明示することとされており、一般的に、各大学においてはシラバスを通じて

これらを学生に示している。

#### 学修に関する評価の厳格な運用

- 大学設置基準上、学生の卒業時における質の確保の観点から、各大学等においては、客觀性・厳格性の確保のため、成績評価基準等<sup>2</sup>を明示した上で、当該基準に従って適切に成績評価を行うこととされている。

#### 実践的な教育課程への改善

- 大学においては、企業等から毎年 1,500 人～2,000 人（毎年の採用教員数の 2～3 割）が本務教員として採用<sup>3</sup>されており、専門職大学院（法科・教職を除く。）においては、約 5 割（平成 30 年度：688 人／1,341 人）が実務家教員<sup>4</sup>となっている。さらに、今般制度化された専門職大学・専門職短期大学においては、必要専任教員の概ね 4 割以上は実務家教員とすることとされている。

#### 指導方法の改善

- 大学教員の資格・要件については、学校教育法及び大学設置基準等に規定されており、国による設置認可の際の教員審査、さらに各大学における個別教員の選考・採用・昇進等が自主的・自律的に行われている。教員の研修に関しては、設置基準上に FD が位置付けられており、各大学において授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修・研究を行うこととされている。

## **(2) 課題**

#### 教育課程の改善

- 現状においては、ほとんどの大学でシラバスに基づいて学生に授業内容等が明示されているが、その記載内容に関してはばらつきが大きい。また、準備学修に必要な学修時間の目安（約 9%（平成 24 年度）→約 23%（平成 27 年度））、ナンバリング等の授業科目の教育課程内の位置付けや水準を表す数字や記号（約 17%（平成 24 年度）→約 31%（平成 27 年度））、人材養成の目的又は学位授与の方針と当該授業科目の関連（約 23%（平成 24 年度）→約 32%（平成 27 年度））等の項目は緩やかに進展しつつあるものの、依然として低い水準に留まっている。

<sup>2</sup> 成績評価基準は、各授業科目を担当する教員が授業の目的等に沿って適切に進めるべきものであり、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取組と成果を考慮して多元的な基準を設定することが望ましいとされている。「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）」（平成 10 年 10 月 26 日 大学審議会）

<sup>3</sup> 学校教員統計調査

<sup>4</sup> 専攻分野における概ね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号）」）

### **学修に関する評価の厳格な運用**

- 学生の成績評価の指標として、各授業科目の成績を元に算出されるGPA<sup>5</sup>は有力なツールであると考えられ、また、履修上限単位数の設定や進級・卒業判定の基準等の様々な基準として活用することにより学生の学修の質向上に資するものと考えられる。しかし、GPAは、国際的にも統一的な運用方法が確立しているわけではなく、我が国においてもGPA制度を導入している大学の増加が見られる（約62%（平成23年度）→約85%（平成27年度））ものの、その算出方法には定まったルールがなく、現時点で進級・卒業判定の基準に活用している大学は低水準にとどまるなど、運用実態も様々であると考えられる。
- 成績評価の厳格な運用の前提として、カリキュラムが体系化され個々の教員の授業や成績評価の標準化が図られることが必要であるが、それらの取組が十分に行われていないとの指摘もあり、更なる取組の促進が各大学に求められる。

### **実践的な教育課程への改善**

- 今後は、大学等の教育課程において職業に必要な実践的な能力を身に付けさせる機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待される。一方で、大学等における教育に参画するだけの教授能力や知見を有し、かつ実務の能力を有する者は、人数が十分ではなく、企業等での勤務との兼ね合いから時間的な制約もあり、各大学が必要な実務の能力を有する者の参画を得られるかが課題である。

### **指導方法の改善**

- 教員の質保証について、制度上はFDの実施が義務付けされているものの、その実施方法や内容、育成されるべき能力や知識等については具体化されておらず、各大学における取組内容のばらつきが大きい。また、専任教員のFDへの参加率の現状（平成27年度）については、全員（100%）が参加した大学が約13%、4分の3以上（75%～99%）が参加した大学が約43%となっており、今後、実務家教員の登用のニーズが高まり、大学外部の人材が教育に関与する機会が増加することが見込まれる中、どのように教員の質を確保するかが課題である。

<sup>5</sup> アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種、一般的な取扱いの例は次のとおりである。

① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（A, B, C, D, F）で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均（GPA、グレード・ポイント・アベレージ）を出す。  
② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。  
③ 3セメスター（1年半）連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。（但し、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。）なお、このような取扱いは、1セメスター（半年）に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的である。（「学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月24日 中央教育審議会）」）

### (3) 制度改正等の方向性

#### 教育課程の改善

- シラバスの記載の充実に向けて、大学が学生に明示することが望まれる事項として、人材養成の目的又は学位授与の方針と授業科目との関連、当該授業科目の教育課程内の位置付けや水準などの情報、事前に必要な学修の時間の目安やその内容等について教学マネジメントに係る指針の中で示すこととする。

#### 学修に関する評価の厳格な運用

- 平成 20 年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」の中では、大学に期待される取組として、GPA 等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用することが挙げられており、GPA を導入・実施する際に留意すべき点について言及されている。国として、こうした提言を踏まえ、GPA の分布を共有・公表して成績評価の改善に活用することなど、GPA 等の適切な運用の在り方や活用の好事例を教学マネジメントに係る指針のなかで示すこととする。

#### 実践的な教育課程への改善

- 大学教育がより社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務の経験を有する者の大学教育への参画を促すために、大学において必要専任教員に上乗せで実務家教員を専任教員として配置することができる旨を規定する。
- また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、専任でない実務家教員であっても 6 単位以上の担当授業科目を持つ場合には、教育課程の編成等に対して責任を負う者とするよう努めるべきことを規定する。その際、実務家教員は現場に関わる豊富な知識・技能等を有する一方で、必ずしも授業を教えることに熟練しているわけではないため、FD の受講を促進する。
- さらに、質の高い実務家教員を確保することができるよう、実務家教員の育成プログラムを開発し、これから実務家教員になろうとする者に当該プログラムを受講することを促していくことが有効である。なお、当該プログラムを大学院教育の一環として組み込むことも考えられる。加えて、その修了者の情報を大学等が共有できる仕組みを構築すべきであり、国もこうした取組を支援すべきである。

#### 指導方法の改善

- 実務家教員の増加等の状況の変化に対応しつつ、各大学のFDの取組を更に促進させるために、例えば、新規採用職員のFD研修の受講状況等、各大学の取組状況の公表の義務付けや、FDの実施に当たっての留意点を教学マネジメントに係る指針の中で示すなどの方策が考えられる。
- また、教育関係共同利用拠点や大学コンソーシアムの活用を促すことや、大学院は大学教員の養成機能も担っていることに鑑み、大学院生を対象とした「プレFD」の機会の拡大や、TA（ティーチング・アシスタント）及びTF（ティーチング・フェロー）の職務を通じた実践的な教育経験の機会の活用等を各大学院に促すことも有効であると考えられる。これらについても、教学マネジメントに係る指針のなかで望ましい在り方等について示すこととする。

### 3. リカレント教育<sup>6</sup>

#### (1) 現行制度・現状

- IT技術等の進展に伴う産業構造の変化や長寿命化社会の到来といった経済・社会の急速な変化に応じて、職業や働き方の在り方が様変わりしている中で、一人一人の国民が生涯を通して社会で活躍できる社会や、また我が国の労働生産性の向上を実現するためには、すべての国民が社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や能力、技術を身に付け、またそれを更新していくことが、これまで以上に求められている。
- これまで、リカレント教育については、中央教育審議会等<sup>7</sup>の答申や制度改正を踏まえ、各大学等において、科目等履修制度や履修証明制度等を活用しながら、様々な取組が進められてきたところである。平成27年には、文部科学省においても、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定する制度を創設し、より実践性や実学に重点を置いたリカレント教育の更なる促進に取り組んでいる。
- また、政府の人生100年時代構想会議が本年6月に取りまとめた基本構想でも、「リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチ

<sup>6</sup> OECD（経済協力開発機構）が1973年に取りまとめた報告書「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」によると、リカレント教育は生涯学習を実現するために行われる義務教育以後の包括的な教育戦略であり、その特徴は、青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇など他の諸活動と交互に行いう形で分散させることであるとされている。

<sup>7</sup> 例えば、「大学院制度の弾力化について（答申）」（昭和63年12月 大学審議会）、「リフレッシュ教育の推進のために」（平成4年3月 社会人技術者の再教育推進のための調査研究協力者会議）、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」（平成4年7月 生涯学習審議会）、「通信制の大学院について（答申）」（平成9年12月 大学審議会）、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（平成12年11月 大学審議会）、「大学等における社会人受入れの推進方策について（答申）」（平成14年2月 中央教育審議会）

エンジにつながる社会をつくっていかなければならない」とされている。さらに、働き方改革等の観点から、女性の再就職支援機能の強化を求める指摘もされている。今後、日本は人口減少社会と知識基盤社会のなかで、経済を成長させ、一人一人の国民が豊かで健康に生きていくことができる社会を目指す必要がある。

- そのためには、例えば、WG のヒアリングにおいて人生の中で3回大学に入るのが当たり前の社会を創るべきだと指摘されたように、これから時代に求められるリカレント教育を充実し、大学を主として中等教育修了直後の生徒を受け入れる機関から、個人の人生のキャリアアップ・キャリアチェンジを担うことができる機関へ転換していくことが求められている。
- その点で、従来、日本では、社会人の「学び直し」と言われることが多いが、今後は、新しい知識やスキルを学んだり、自らの知識やスキルに必要な学び足しを行ったりすることが社会人の学習の中心となるべきである。

## (2) 課題

- 高等教育機関におけるリカレント教育については、プログラムの内容や費用負担、履修時間等について様々な課題が指摘されており、日本は、OECD諸国の中で、大学の学生に占める社会人学生の割合が低く、リカレント教育が広く行われているという状況からはほど遠い。
- 例えば、文部科学省のアンケート調査では、従事者が高等教育機関で学ぶことを原則認めていないとする企業の主な理由として、半数を超える企業が「本業に支障をきたすため」を挙げている。
- また、学び直しを経験したことのない社会人の多くが、学び直す際の障害要因として、「費用が高すぎる」、「1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない」を挙げている。
- あわせて、職場への希望として、約半数の社会人学生が、大学等での学びの成果を評価することや、学修しやすいフレキシブルな労働時間とすることを挙げており、また、リカレント教育を行っている社会人の中には、大学等で学んでいることを企業に報告していない者も一定数いることが調査で明らかになっている。日本においてリカレント教育を進めていくためには、大学等で学ぶことを応援し、受講者や企業にとっての具体的なインセンティブも示しつつ、学んで知識やスキルを身に付けたことを評価する社会にしていくことが重要である。

そのためにも、企業等は、どのような知識やスキルを社員に求めているのかを具体的に明らかにし、高等教育機関と連携してプログラムの開発・実施に結びつ

けていくことを進めていくことが必要である。

- さらに、内閣府の調査では、社会人が高等教育機関で学びやすくするために必要な取組として、「学び直しに関する情報を得る機会の拡充」を挙げている。
- 加えて、大学は、これまで18歳で入学する伝統的な学生を受け入れてきたことから、社会人に対するリカレント教育について関心が十分でないという状況も見られるが、少子化をはじめとする社会や経済の状況を踏まえれば、リカレント教育は大学の役割の中で重要な位置付けとなり得るという認識を関係者で共有することが求められる。

### (3) 制度改正等の方向性

- こうした課題に対応しつつ、今後、さらに社会人が学び続けることができる環境整備を進めるため、国や大学等は、リカレント教育を大学等のミッションとして明確に位置付け、ますます多様化する高等教育や大学の役割・ニーズに応えていくことができるよう、社会や産業界も巻き込みながら、ガバナンス改革や学内外の体制整備、それらを支える経営改革の在り方、大学等や企業、受講者にとってのインセンティブも含めた検討を進めていくことが必要である。具体的には、以下のとおりである。
- なお、リカレント教育を進める上では、どのような社会人や企業をターゲットとし、そのニーズに応じて、どのような知識やスキルを身に付けさせようとするのかということを明確にし、それに応じた教育内容や教育方法を開発することが不可欠である。
- また、いくつになっても学び続ける姿勢を身に付けるため、学生のうちからインターンシップ等によって社会との接点を持ち、自己のキャリアについて自ら考えるという意識を育成することも重要である。

#### 产学連携による教育プログラムの改善・充実

- 社会人や企業等からは、実践的・専門的なプログラムの充実を求める声が多いことから、特に、地方におけるリカレント教育の推進の観点からも、大学やその他の高等教育機関と企業・産業界等との対話の場を構築し、产学連携によるプログラムの改善・充実を推進することができる体制の整備について検討すべきである。その際、こうした動きに柔軟に対応できるよう学内の組織・体制等を変えていくという視点を持つことも重要である。
- 大学にとって、リカレント教育の実施は、正規の学生への教育に加えて、更なる

リソースを要するものであるため、今後、大学におけるリカレント教育を量的・質的に拡充していくためには、産学官が一体となってこれを支える仕組みを構築していくことが必要である。

- 併せて、この仕組みを構築する中で、受講者の受講費用の負担の軽減を図るとともに、産学が連携し、求められる職業能力の可視化を進め、例えば処遇等への反映など企業や業界において社会人の学んだ成果の活用や、仕事への接続が図られるような取組を進めていくことが求められる。
- さらに、より実践的なプログラムの実施が可能となるよう、実務家教員の育成プログラムを開発し、これから実務家教員になろうとする者に当該プログラムを受講することを促していくことが有効である。なお、当該プログラムを大学院教育の一環として組み込むことも考えられる。加えて、その修了者の情報を大学等が共有できる仕組みを構築すべきであり、国もこうした取組を支援すべきである。

#### 社会人が学びやすい環境の整備

- 社会人が学びやすくなるよう、受講に伴う経済的負担のさらなる軽減方策について、関係省庁とも連携し、検討を行うとともに、より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数120時間以上という現行規定を60時間以上に見直す。
- また、より学びを深めたいという受講者のニーズに対応するため、履修証明プログラム全体に対して単位を授与することを可能とすることにより、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げや、複数の高等教育機関間で単位を積み重ねる単位累積加算<sup>8</sup>等に活用できるよう必要な制度改正を行う。
- さらに、履修証明プログラムに対する社会的認知や評価の向上につなげるという観点から、履修証明プログラムについて各大学があらかじめ公表すべき事項を追加するとともに、留意事項や望ましい運用についても併せて周知する。
- 加えて、正規の学位課程の一部を修了した者に対する学修証明を法令上位置付ける。
- 社会人が遠隔地からもプログラムを受講できるよう、放送大学や通信教育、MOOC等の一層の活用方策を講じる。

<sup>8</sup> 複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。我が国では、短期大学や高等専門学校、一定の要件を満たした専門学校等を卒業した者又は大学に2年以上在籍した者が、大学の科目等履修生などとして随時単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める要件を満たした場合には、同機構から学士の学位が授与できる。

- なお、ICT教育については、社会人学生だけでなくすべての学生に対する教育の在り方や教育内容、教育方法の変革に繋がることから、「7. 情報通信技術（ICT）を活用した教育」でまとめて記載した。

#### プログラムへのアクセス改善

- 社会人や企業等が必要とするプログラムが、どの高等教育機関でどのように行われているのかという情報が十分に知られていないことから、多様な課題を抱える社会人・企業等が、高等教育機関のプログラムに関する情報へ効果的にアクセスすることができるような仕組みを構築するとともに、プログラム受講による効果について発信する方策について検討する。

## 4. 留学生交流の推進

### (1) 現行制度・現状

- 我が国における外国人留学生の受け入れについて、平成29年5月現在での高等教育機関及び日本語教育機関における在籍者数は、27万人弱（高等教育機関では19万人弱）である。現在の受け入れ数の伸びが続けば、今後2～3年のうちに、2020年を達成目標とする30万人に到達する<sup>9</sup>とみられる。
- また、留学生の受け入れにより諸外国との架け橋となる人材を育成するという観点から、多様な出身国からの受け入れを図ることが必要であるが、留学生の9割以上がアジア諸国からの受け入れとなっている。
- さらに、生産年齢人口の減少や産業界のグローバル競争の激化が進む中で、高度外国人材の卵としての留学生の我が国企業への就職の期待が高まっている。留学生のうち6割が日本での就職を希望しているが、大卒・大学院卒の留学生の国内就職率は3割にとどまっている。

### (2) 課題

- 各国による優秀な留学生の獲得競争が激化する中で、学部や大学院の段階での受け入れを推進するための環境の整備に課題がある。
- 留学生を我が国の大学に誘うにあたり、留学後、我が国企業へ就職する機会を得ることで更なるキャリアアップにつながることをアピールすることにより、より優秀な留学生の獲得につながると考えられる。しかしながら、卒業後の就職機会も含

<sup>9</sup> 「留学生30万人計画」は、平成20年7月に文部科学省が関係省庁（外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連名で策定。「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目指す。としたもの。

めた日本の大学への留学の魅力が十分に伝えられているとはいえない。

- 我が国の大学では、留学生に対し渡航後に面接試験や筆記試験により入学許可を出すことが一般的である。また、多くの留学生は、大学での学修のための日本語能力の獲得が必要であり、まず我が国の日本語学校に留学し必要な日本語能力を習得した後、大学の入学を目指すことになる。しかし、渡日段階で大学への進学が保証される訳ではないことから、優秀な学生を日本に招く上で阻害要因となっている。
- 我が国企業と就職を希望する留学生の間に、キャリア観、職種、ビジネス日本語などのスキル等の面でミスマッチが見られる。大学・企業・関係行政機関が連携して、在学中の教育の段階から、これらのミスマッチを解消する取組を行うことが課題となっている。
- 日本の大学等への入学を希望する留学生や帰国子女の受入れを推進していく上で、法令上の大学入学資格が障害となり、受入れを諦めざるを得ない事例がある。

### (3) 制度改正等の方向性

- 優秀な留学生を獲得するために、日本語教育や卒業後の就職機会も含めた日本留学情報を発信する海外拠点の構築や、渡日前の入学許可実施に向けた留学生の共通試験としての「日本留学試験」の海外での利用促進、大学における日本語準備教育（ファンデーションコース）の設置を推進する。
- 高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するため、産学官コンソーシアムで取り組まれている留学生の就職促進のプログラムの成果の横展開や、日本での就職を目指す留学生へのインセンティブとなるよう奨学金の重点化を進めると。
- 18歳にならないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃や、外国における12年未満の高校相当の教育課程の追加指定を推進するなど、大学入学資格の一部を見直す。

## 5. 学位等の国際的通用性

### (1) 現行制度・現状

- 國際的な人的流動性の高まりに伴い、諸外国における多様な学修履歴・学位等を有する学生が、日本の高等教育機関の入学者選抜に出願する件数が増加している。また、日本で学んだ日本人や留学生が、外国の高等教育機関へ進学したり、卒業後に外国で就職したりするケースも増加し、日本での学修履歴・学位等を他国

の高等教育機関や企業等から評定・評価される機会も増加している。

#### 専攻分野の名称の多様化について

- 平成3年に学士が学位と認められた際に、29種類に限定列挙されていた学士・修士・博士の種類が廃止され、各大学において専攻分野を付記することになった。  
その後、学位に付記する専攻分野の名称は増加<sup>10</sup>を続けている。また、1大学のみでしか用いられていない名称<sup>11</sup>も多い。
- 平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて（中央教育審議会答申）」において「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことや「ルール化の検討に当たっては、（科学者の代表機関である）日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」ことが提言された。  
上記提言を踏まえ、日本学術会議は、平成26年9月に報告「学士の学位に関する専攻分野の名称の在り方について」を取りまとめた<sup>12</sup>。

## (2) 課題

- 日本で学んだ日本人や留学生が、諸外国で進学や就職を行う場合において、日本の学位等に関する必要な情報が不足していることなどにより、学位等の認証が円滑に行われない事例がある。例えば、日本で授与された学位等の認証のために、当該高等教育機関が日本政府によって認可されているか等、大使館等から公的証明書類の追加発行を求められたり、当該政府が作成する日本の大学一覧に当該校について掲載されていることが必須とされたりする事例や、日本特有の学位等（例「準学士」、「高度専門士」、「修士（専門職）」、省庁大学校の課程修了者への学位等）について、外国機関の理解不足である事例等がある。
- このほか、日本での入学資格や編入学資格の評定を行う際、諸外国の高等教育に関する公式な情報を得ることが困難であるために、当該学生の諸外国における多様な学修履歴・学位等を円滑に認証することができない事例が多数存在する。

#### 専攻分野の名称の多様化について

<sup>10</sup> 平成6年：250 → 平成27年：723 大学改革支援・学位授与機構調べ

<sup>11</sup> 平成17年時点で約6割は専ら当該大学のみで用いられている。

<sup>12</sup> 同報告では学位に付記する名称について以下の通り提言。

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を取る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学との教育課程とも共通性のある表現を用いる。

- 学位に付記される専攻分野の名称が多様化しており、特に、諸外国での進学や就職に当たり、学位を見ても「大学で何を学んだのか」が分かりにくいという指摘がある。

### (3) 制度改正等の方向性

- ユネスコの枠組みの下で採択された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（以下「東京規約」という。）」の発効を受け、質の保証を伴う流動性向上のための国際的枠組み作りへ参画するとともに、国内情報センター（National Information Centre:NIC）の設立準備を進める。
- 日本の学位等と外国の学位等との国際通用性を確保するため、東京規約の趣旨にも鑑み、日本の高等教育の仕組みや学位等の種類などについて、翻訳の際の基準となるような英語表記を整理する取組を進める。
- さらに、東京規約に則り、我が国の高等教育制度や高等教育機関の概要、高等教育機関の一覧、入学資格、質の保証の仕組み等の情報を国内情報センターのウェブサイトで発信することを念頭に、掲載内容の検討等を進める。

#### 専攻分野の名称の多様化について

- 学位の専攻分野の名称は、修得する学問の本質に従って定めるという考え方を徹底すべきである。その上で、学位プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針にどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載することを徹底していくことによって、当該学位に付記された専攻分野が何を示すのか明らかになる。  
また、当該学位で修得した能力を明らかにする手法の一つとして、ディプロマサプリメント（学位証書補足資料）等を活用している事例について情報提供を行う。
- 全国の大学が学士の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかについて、各大学が知ることができるようになることは、各大学における専攻分野の名称の見直しに資すると考えられることから、国が大学団体や今後設立予定の国内情報センター等と連携し、状況の見える化の方策を引き続き検討する。
- 英文表記として、日本学術会議の提言を参考に、「Bachelor of (学術的に広く認知されている分野の名称) in (現在付記している名称)」とすることを国が推奨し、国際的な通用性を担保する。

## 6. 高等教育機関の国際展開

## (1) 現行制度・現状

- 我が国の高等教育機関の教育研究力の向上や国際通用性を強化し、海外からのアクセスを向上させることで、世界に開かれた高等教育機関として社会から期待される役割を果たすとともに、18歳人口の減少を見据え、国内18歳のみを対象とする教育体制から脱却し、多様な学生を受け入れるために、今まで以上に海外展開を促進することが求められている。
- 学修機会の国際化及び我が国の大学の海外展開の観点から、平成17年に大学設置基準等が改正され、我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う際、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大一部（海外校）と位置付けることが可能となつたが、現状では、海外校の設置は進んでいない。
- 高等専門学校は、我が国特有の教育制度として、アジアを中心に関心が高まり、カリキュラムや教材の開発、現地教員の研修等、諸外国における日本型高専教育制度の導入支援に取り組んでいる。また、我が国高専の国際化を図るため、海外インターンシップや単位互換協定校への留学等を一層推進する体制を構築するなど、海外で活躍できる技術者を育成する取組を進めている。

## (2) 課題

- 海外校の設置が進んでいない背景としては、日本国内での教育活動を前提とした制度・基準（特に、校地・校舎の自己所有原則、平均入学定員超過率が一定以上の場合に学部設置等を許可しないとする措置等。）を、外国で教育活動を展開する際の条件として等しく適用する困難さ等の課題が指摘されている。
- また、大学の海外展開を図る上では、海外校の開設に限らず、海外展開の目的や展開先の状況等に応じて多様な形態の海外展開を促進することが重要である。
- 高等専門学校では、進級に必要な科目を履修できない等の理由により、3ヶ月以上の長期留学が進級の妨げになつている。

## (3) 制度改正等の方向性

- 海外校を設置する際、校地・校舎の自己所有等が困難な場合について、どのような場合が自己所有原則の例外に当たり得るのかについて、具体的な例を明示<sup>13</sup>する。
- 海外校の定員管理に関し、大きな不確定要素があることを踏まえ、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省

<sup>13</sup> 例えば、契約慣行上土地・建物の長期借用が一般的でない国・地域において、土地・建物を借用して海外校を設置する場合

告示第45号)」に定める定員超過の際の認可に係る規定を緩和する。なお、教育の質の低下を招かないようとする観点から、緩和の程度、期間等について検討する。

- 我が国の大学が、教育の質を担保しつつも柔軟な形で海外展開を行うための、海外協定校との連携強化を通じた新しい海外展開方策のモデルについて取りまとめ、大学に対して提示する。
- 我が国の大学の海外展開先候補となるような国の高等教育制度・事情や海外大学の当該国への展開状況についての調査及び我が国の大学の海外展開事例等の調査を通じて先進的な取組の普及を図る。
- 高等専門学校設置基準に定められている「高等専門学校以外の教育施設等における学修等」の規定を緩和する。

## 7. 情報通信技術(ICT)を活用した教育

### (1) 現行制度・現状

- 大学における通信教育は、昭和22年、学校教育法の制定時に明確化されたものである。その後、昭和56年には大学通信教育設置基準が制定され、大学において通信教育を行う場合に必要な基準が定められた。
- 一方、大学設置基準においては、当初、大学における授業の方法について、大学設置基準は当初、直接の対面授業により行うことが専ら想定されてきていたが、通信情報技術の進展等を踏まえ、平成10年に大学設置基準等が改正され、多様なメディアを高度に利用した授業（メディア授業）について、設置基準上の位置づけが明確化<sup>14</sup>された。
- 情報通信技術（ICT）の活用状況としては、学修管理システム（LMS : Learning Management System）<sup>15</sup>を利用した事前・事後学習や、教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ（いわゆるブレンディッド型学習<sup>16</sup>）について、全体の約半数の大学において導入、活用が進んでいる。
- また、放送大学をはじめとした通信制大学の課程においてオンライン授業の活用が進んでいるほか、不特定多数の受講者を対象としてインターネット上で講義を提供するMOOC（Massive Open Online Course）といった取組も国内外で行われ

<sup>14</sup> 現在、卒業に必要な単位数のうち、多様なメディアを利用した授業により修得可能な単位数は、通学制の大学学部の場合は卒業要件124単位のうち60単位まで、通信制の大学学部の場合は卒業要件124単位全てである。また、大学院の場合は修了要件30単位全てメディア授業により修得が可能である。

<sup>15</sup> e-learningの運用を管理するためのシステムのこと。学修者の登録や教材の配布、学修の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学修者との連絡等の機能がある。

<sup>16</sup> 教室の講義とe-learningによる自習の組合せ、講義とインターネット上のグループワークの組合せによる学習。

るなど、高等教育におけるインターネットの活用が進んでいる。

## (2) 課題

- ICT を活用した教育が一定程度広がりを見せている一方で、ビデオ・オン・デマンド・システムやテレビ会議システム等を利用した遠隔授業（当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業）を実施している大学数は全体の4分の1程度に留まっている。
- 多くの大学が ICT の利活用が重要と考えているものの、予算の不足や技術的支援を行う人員の不足、ICT を活用した教育に関する情報不足といった課題が指摘されている。
- また、ICT を利用した教育の導入に対して、学生の修了率の向上やアクティブラーニング型授業での利用促進など様々な効果が期待されているが、実際に得られた効果は限定的との声もある。

## (3) 制度改正等の方向性

- ICT の活用は、教育の質の向上及び学生の学修効果の向上に資すると考えられることから、その促進に向けた方策を引き続き検討すべきである。その際、予算や人員の不足といった根本的な課題や、教育現場の実態の把握にどう対応するか考える必要がある。
- ICT を利用して授業を実施する場合の授業形態、指導方法や修得単位数など、授業実施にあたって留意すべき点について改めて整理したうえで、広く周知を行い、大学等の授業における多様な ICT の利用を促進する。
  - ・ 同時双方向型（テレビ会議方式等）の授業の場合、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所で履修させることが可能である。授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、具体的には、各大学においては、授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うことや、学生の教員に対する質問の機会を確保すること等について配慮することが望ましい。
  - ・ オンデマンド型（インターネット配信方式等）の授業の場合、毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設

問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導<sup>17</sup>を併せ行う<sup>18</sup>ことが必要である。また、当該授業に関する学生の意見交換の機会の確保も必要である。

- 高等教育全体での利活用促進を見据え、MOOC や放送大学の積極的活用など、小規模や中規模の大学等においても、利用が進む方策の検討が求められる。
- また、今後も、技術の進展や社会の変化に応じて、ICT をより高度に利用した授業形態が可能となり、また、学生のニーズも一層多様化することが想定されるため、このような変化に柔軟に対応できるよう、大学における通信教育の在り方も含め、ICT を利用した教育の促進について、不断の議論と検討が求められる。

## 8. 大学間の連携による教育プログラム等の多様化

### (1) 現行制度・現状

- 大学は、学生に対する教育を実施する際に、全ての局面にわたって責任を有すべきこととされている。一方で、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、一定の範囲内で自大学の単位としてみなしえる旨のいわゆる単位互換制度<sup>19</sup>が設けられている。
- 現在、国内大学との単位互換制度を実施している大学は全体の 83.0%（平成 27 年度）に達している。また、複数大学でコンソーシアムを形成し、共同開設した授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用や、放送大学と協定を締結し、放送大学の提供する授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用が行われている。

### (2) 課題

- 教育課程をどのように編成するか、単位互換制度を活用するか否か、どのような場合に単位認定するかなどの具体的な運用は、各大学の判断に委ねられており、大学によって単位互換制度に対する認識や運用の幅に差が生じている。このため、体系的な教育課程を担保しつつ、大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図る、という趣旨を踏まえた単位互換が、十分な水準で実現できていない場面が生じている懸念がある。

<sup>17</sup> 「終了後すみやか」の具体的な目安については、従来の通知等では必ずしも明示されていないが、①学生が疑問を直ちに提出できる環境にあること、②当該疑問が次の講義の学修の前提となる場合には、次の講義までに、もしくは次の講義の中で回答を行うこと、③②以外の場合には、講義期間中適切な時期に回答を行う事こと、が目安として考えられる。

<sup>18</sup> 「指導」には、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが含まれる。また、ICT の活用例として、将来的には例えば、よくある質問とそれに対する答えについて AI に蓄積し、学生からの質問があった場合には AI が回答し、判断に迷う質問については担当教員若しくは指導補助者がフォローする、といった手法も考えられる。

<sup>19</sup> 学部の場合、卒業要件 124 単位のうち上限は 60 単位。

### (3) 制度改正等の方向性

- 各大学間における単位互換制度の活用や、その延長上にある大学コンソーシアムの活用、単位互換を含む放送大学との連携は、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の観点からは、有用性があると考えられる。  
一方で、単位互換制度の濫用により、卒業に必要な単位数を自大学が開設した授業だけでは取得できない、大学が必修科目や専門科目を自ら開設しない等の不適切な運用が行われることも懸念される。
- このため、単位互換が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、次の各観点について、基本的な考え方を改めて明示する。

#### 【多様な学修ニーズに応じるための単位互換における柔軟な対応】

- ・ 今後各大学の持つ資源を最大限有効に活用するためにも、単位互換協定で事前に予定された学修でなくとも、学生の申請に応じて各大学の教務委員会や教授会として適當と認めた場合には、単位認定をすることは差し支えない。
- ・ その際、他大学の授業科目を履修する場合には、事前に教務担当部門等に相談すべきことや、教務委員会や教授会の判断によっては単位認定がなされない場合もあることなどについて、学内規則等において取扱いを明確にしておくべきである。
- ・ また、コンソーシアムや大学連合など、三以上の大学間による単位互換については、一対一の大学間の単位互換に準じて、参加大学間であらかじめ協議を行った上で、単位互換協定を締結し、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法その他の実施上必要とされる具体的な措置について事前に計画を作成すべきである。

#### 【教育課程上の位置づけに応じた単位認定の基準と方法】

- ・ 他大学等において修得した単位の中で、どれを自大学の単位と認定できるかの可否判断については、各大学の教授会や教務委員会での審議により決定されるべきものであり、国が具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、教育課程上の位置付けに応じた取扱いの在り方を以下のとおり明示する。

##### ①必修科目（修得が義務付けられる科目）

他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準の点で一対一の対応関係がある場合に限り認定するべき。

##### ②選択科目（特定の科目の中から選んで修得することが義務付けられる科目）

他大学の授業科目が、自大学の選択科目の選択の範囲内と見なせる程度の同等性がある場合には、必ずしも自大学の授業科目と内容について一一の一対応関係を要さない。

③自由科目（自由に選択できる科目）

①②以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する科目のうち、卒業要件に算入する科目については選択科目と同様の扱いとし、卒業要件に必要ではない科目については必ずしも自大学の授業科目と内容について一対一の対応関係を要さない。

- ・ なお、単位互換を行うにあたっては、大学の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう、内部質保証の体制整備に十分留意する必要がある。
- 大学設置基準第19条第1項の「自ら開設」の原則に照らせば、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させるような取扱いは許されない。なお、ここでいう「通常必要とされる授業科目」とは、必要最小限（卒業要件単位数）の授業科目という意味ではなく、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズに対応し、学生の選択の幅を確保できるだけの授業科目を開設する必要があることに留意が必要。
- 他方、本原則は各大学が開講する独自性の高い科目を含む学生が受講する全ての科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から今般の運用を行うことについては「自ら開設」の原則に抵触するものではない。
- また、今後、大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、共同で授業を開設するような運用の在り方について、引き続き検討を進める必要がある。

## 9. 全学的な教学マネジメントの確立

### （1）現行制度・現状

- 学生が大学での学修を通じて様々な知識及び能力を修得し、主体的に学び、考える力を身に付けて社会で活躍することは、社会が求める人材が大学教育により養成され、社会の発展に寄与するという社会側の視点のみならず、学生が社会に進出した後も自己実現や幸福を追求できるという学生側の視点からも重要である。
- 学生が社会に通用する知識及び能力や主体的に学び、考える力を身に付けるためには、学士課程教育において、単位制度の趣旨を踏まえた教育の実質化を図り、学生の主体的な学修を促すような質的転換が重要であるが、質的転換を図るためには、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が、学長のリーダ

一シップの下で、三つの方針に基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ実施すること（「教学マネジメント」の確立）が必要である。

## （2）課題

- 大学教育改革については積極的に改善の努力を行っている大学と努力が不十分な大学に二極化しているのではないかという指摘もあり、一律に取り組まれているとは言い難い状況にある。
- また、過去の答申等で示された内容や手法等は必ずしも「教学マネジメント」という観点から一元的に記載されたものとはなっておらず、過去の答申等が出された時期に比べて更に手法等が開発され、進化しているとも考えられる。
- このような中、大学が本来持っている組織としての力を十分發揮できるよう、大学の自主性の中で教育活動の不断の改善を図るための素材を提示し、国として教学マネジメントの確立を一層進めていく必要がある。

## （3）制度改正等の方向性

- 今後、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学分科会のもとで作成し、各大学へ一括して示す必要がある。

### 【参考】教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・ プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について<sup>20</sup>
- ・ カリキュラム編成の高度化、アクティブラーニングや ICT を活用した教育の促進
- ・ 柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限設定（CAP 制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・ FD の高度化、SD の高度化
- ・ 教学 IR 体制の確立
- ・ 情報公表の項目や内容等に係る解説 等

<sup>20</sup> 明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築（カリキュラムの構造化を含む）、アセスメント・ポリシー等を踏まえた内部質保証体制や教育改善に関する PDCA サイクルの確立、適切な資源配分の在り方等に関する内容が考えられる。

- これらで示す内容は、すべての大学で一律に取り組まれることが望ましいものがある一方で、学内の体制の整備等を要し、すべての大学で一律に取り組むことが難しいものも含まれると考えられることから、単に在るべき姿を提示するのではなく、各大学の取組の実態を考慮した提示の仕方を考える必要がある。
- また、教学マネジメントに係る指針は教学面での改善・改革に係る取組を促していくための一つの拠り所として大学関係者を中心に参照・活用されるものとの位置付けが考えられるが、教学マネジメントは大学が自らの責任のもと、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、教学マネジメントに係る指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることもあわせて周知する必要がある。
- 教学マネジメントに係る指針の策定に当たっては、教学面での改善・改革に係る取組の観点のほかに、各大学の好事例などもあわせて周知を図ることにより、各大学が現実の大学改革に活用することができるものとすることが必要である。
- なお、教学マネジメントに係る指針に基づいた各大学の取組が定着した暁には、教学マネジメントにかかる指針で示す事項の一部を、認証評価や設置審査等の業務に携わる者が参考し留意することも期待される。

## 10. 学修成果の可視化と情報公表

### (1) 現行制度・現状

- 平成 11 年に大学の教育研究活動等の状況の公表が義務となった（大学設置基準の改正）。
- 平成 19 年に大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置付けられたことに併せて、情報公表の義務も法律上明記された（学校教育法の改正。同時に大学設置基準の規定は削除）。  
その際に、全ての大学が公表すべき事項として、「進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」といった進路に関する情報、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」に関する情報等が定められた（学校教育法施行規則の改正）。
- 平成 27 年に大学団体等による自主・自律的な取組として、大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組みである大学ポートレートの運用が開始された。

- 平成28年に学生の入学から卒業に至るまでの教育に関する基本的な三つの方針  
(①卒業認定・学位授与の方針=ディプロマ・ポリシー ②教育課程の編成・実施の方針=カリキュラム・ポリシー ③入学者受入れの方針=アドミッション・ポリシー) の一体的な策定・公表を義務付ける規定の整備を行った(学校教育法施行規則の改正)<sup>21</sup>。

## (2) 課題

- 各大学が教学マネジメントを確立し、三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し(すなわち可視化し)、当該情報を、アセスメント・ポリシー等を踏まえ、点検・評価に適切に活用し、各大学や学部等が取り組むべき目標の設定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等の不断の改善に繋げていくことが必要である。
- 現在の公表が義務化されている事項では、人材養成目的等の大学教育の目的・目標に関する事項はあるものの、大学が実際にどのような教育成果をあげ、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていない。  
また、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に留まらず、教学に係る取組状況等の大学教育の質に係る情報を積極的に把握・公表していくことも重要である。  
各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくためにも、各大学の取組の充実に向けて国としても何らかの方策を講ずることが必要であると考えられる。

## (3) 制度改正等の方向

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学教育全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学は、地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化の促進が求められる。
- さらに、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に留まらず、教学に係る取組状況等の大学教育の質に係る情報を積極的に把握・公表していくことが重要である。

<sup>21</sup> 「卒業認定・学位授与方針」の策定大学数（割合） 736大学（98.7%）

「教育課程編成・実施の方針」の策定大学数（割合） 738大学（98.9%）

「入学者受入れの方針」の策定大学数（割合） 744大学（99.7%） ※全て学部段階

「大学における教育内容等の改革状況について」（平成27年度）

- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に係る情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に係る情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に係る情報)

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の検討状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に係る情報)

- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SD の実施状況 等

【参考②】 把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ アセスメントテストの結果、TOEIC や TOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に係る情報)

- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- 法令での義務付けが考えられる情報の定義や数値の算出方法についても、各大学の実態等を踏まえたうえで教学マネジメントに係る指針において示す必要がある。特に、「学生の成長実感、満足度」や「学生の学修に対する意欲」については、その把握の仕方や情報の具体的な内容は様々な在り方が考えられる。

「学生の成長実感、満足度」については、学生は大学が提供する教育研究活動の受け手であると同時に、大学の運営や教育研究活動の改善のきっかけとなり得る参画者であることに鑑み、各大学で定める三つの方針に照らして調査・測定する等の工夫が必要と考えられる。

- 学修成果の可視化に関する情報を公表・検証する際には、アセスメント・ポリシーに照らしつつ、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針と学修成果がどのように関連しているかに特に留意する必要がある。

- これらの情報を大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査<sup>22</sup>や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を確保することが必要と考えられる。その際は、大学ポートレートの活用も含めて検討する。

## 11. 教育の質保証システム

### (1) 現行制度・現状

- 大学における教育研究の質保証については、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学自らが学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて積極的に改革できるよう、設置認可制度の弾力化や事前規制から事後チェックへの移行、各大学の自律的な改善サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度への転換を図ってきた。
- 現在の大学における教育研究の質保証システムとしては、①設置認可審査（開設前に実施）、②設置計画履行状況等調査（原則開設時から完成年度までの間に実施）、③認証評価（開設時から一定期間以内ごとに永続的に実施）を設けることにより、大学設置基準等の法令等に適合しているかどうかについて、継続的に確認を行っている。

### (2) 課題

- 大学における教育研究の質保証を行う基準となる大学設置基準については、設置認可審査や認証評価を行う者などから、定性的な指標は解釈しづらいため、審査や評価を行うに当たって支障が出ているとの指摘がある。
- 設置計画履行状況等調査や認証評価については、受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。
- また、認証評価については、より効率的・効果的に行うために国立大学法人評価など他評価との関係や機関別評価と分野別評価の在り方などを整理する必要がある。

### (3) 制度改正等の方向性

<sup>22</sup> 英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル (HEFCE:Higher Education Funding Council for England) と大学入試手続きを担う大学・カレッジ入学サービス機構 (UCAS:Universities and Colleges Admission Service) が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している。そのデータは全国学生調査 (NSS:National Student Survey) や英国高等教育統計機構 (HESA:Higher Education Statistics Agency) が行う就職状況調査 (DLHE:Destinations of Leavers from Higher Education Survey) 等を基にしている。

- 大学設置基準については、曖昧とされる規定については解釈の明確化を図り、当該解釈に基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるようにするため、解釈に関する通知を発出する必要である。また、将来的には、時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。
- 設置計画履行状況等調査については、教育研究の実質的な改善を促すために、指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況を資源配分に反映するとともに、改善が認められなかった場合には、学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 認証評価についても、教育研究の実質的な改善を促すために、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかつた大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることが必要である。  
また、評価結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。さらに、認証評価の結果を踏まえ、文部科学大臣が大学における法令違反を認めた際は、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることが必要である。  
また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。